

自立訓練（機能訓練・生活訓練）
に係る報酬・基準について
《論点等》

自立訓練(機能訓練)の概要

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者又は難病等対象者
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 看護師
 - 理学療法士又は作業療法士
 - 生活支援員
- 6:1以上

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

通所による訓練

→利用定員数に応じた単位(定員20人以下)

604単位～787単位

訪問による訓練

245単位 (1時間未満の場合)

564単位 (1時間以上の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 724単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算(20単位)

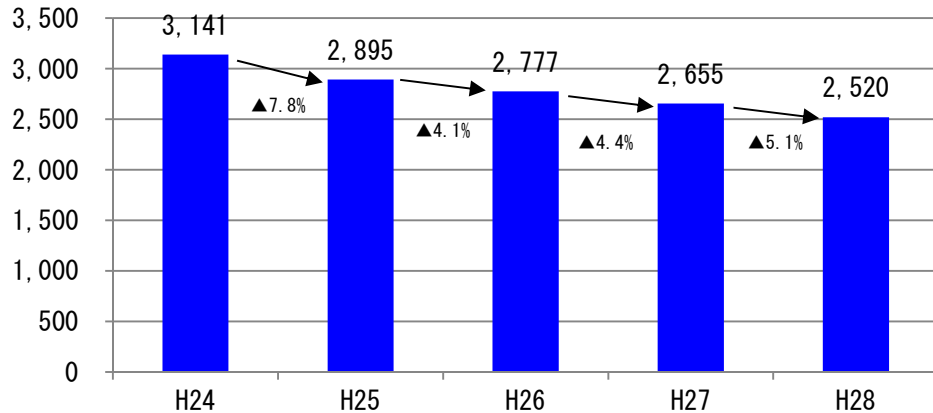
→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

自立訓練(機能訓練)の現状

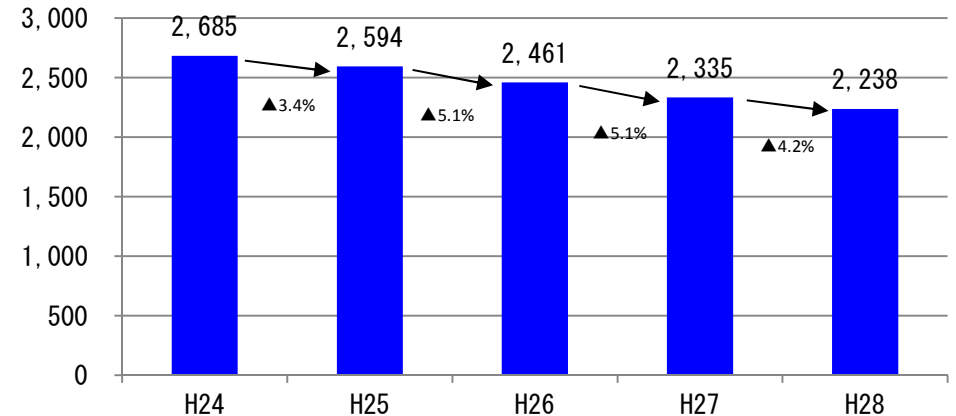
【自立訓練(機能訓練)の現状】

- 平成28年度の費用額は約25億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.1%を占めている。
- 費用額及び利用者数については、毎年度減少している。

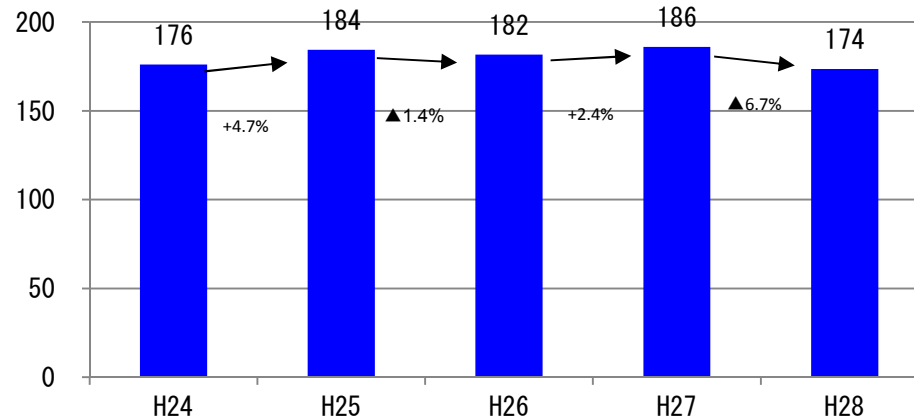
費用額の推移(百万円)



利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



※出典: 国保連データ

自立訓練(生活訓練)の概要

○対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的障害者又は精神障害者
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 6:1以上

○報酬単価(平成27年4月～)

■基本報酬

通所による訓練

→利用定員数に応じた単位(定員20人以下)

575単位～751単位

訪問による訓練

245単位(1時間未満の場合)

564単位(1時間以上の場合)

■主な加算

短期滞在加算

→心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合

180単位(I) 115単位(II)

看護職員配置加算(I)

→健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合

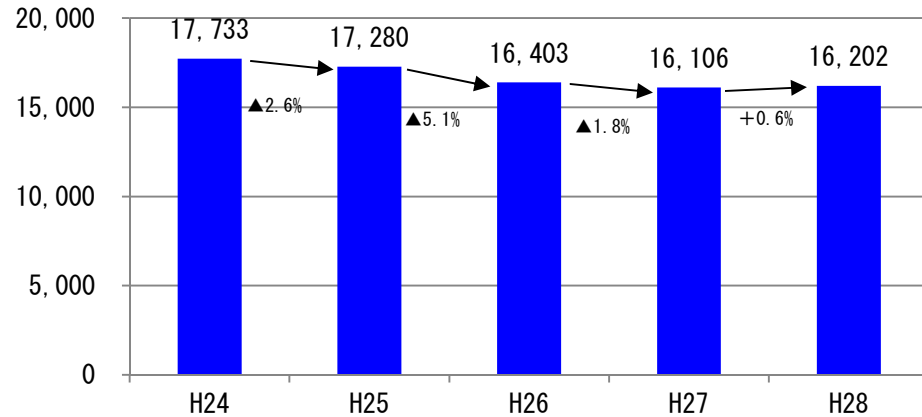
18単位

自立訓練(生活訓練)の現状

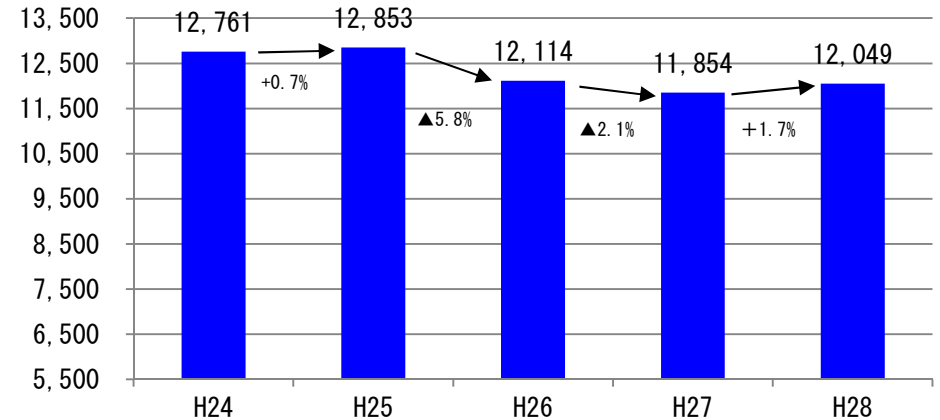
【自立訓練(生活訓練)の現状】

- 平成28年度の費用額は約162億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約0.7%を占めている。
- 費用額、利用者数については、減少傾向にある。

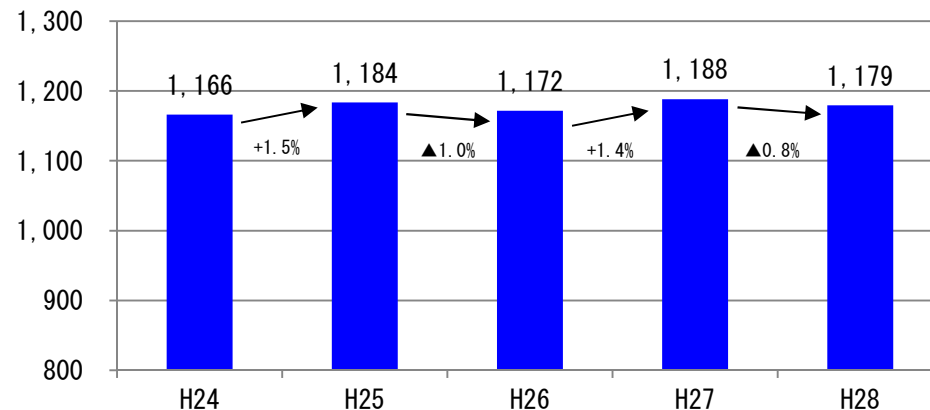
費用額の推移(百万円)



利用者数の平均(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



関係団体ヒアリングにおける主な意見(自立訓練(機能訓練))

No	意見等の内容	団体名
1	<p>○自立訓練については、通所が困難な者へ支援を届け、将来的な通所やホームヘルプの活用へと結びつける訪問型の報酬を引き上げ、家庭等で孤立している状態の改善をはかる必要がある。</p>	<p>全国手をつなぐ育成会連合会</p>
2	<p>○現状、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の第五十二条第一項第二号において、「看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員」となっているが、リハ3職種として言語聴覚士を追加すべき。</p>	<p>日本失語症協議会</p>
3	<p>○機能訓練で配置を義務付けられている看護師については、実際には視覚リハに関わっていなかったり、看護業務よりも訓練業務に多くの時間を費やしている。同様に、作業療法士や理学療法士が関わっている施設もほぼない。そのため、視覚障害のみを対象としている施設においては、現在の「看護師必置」を免除できるようにすること。また、機能訓練指導員を歩行訓練士に読み替えることを認める必要がある。</p>	
4	<p>○視覚リハの実施設では、安全確保の観点や訓練を受ける当事者の障害と能力に個別性が強いことから、機能訓練で定められている職員数:利用者数1:6よりも手厚い人員配置で対応せざるを得ない実情である。そのため、視覚障害者の訓練施設については、実態に合わせ人員配置基準を「1:2.5以下」とし、それに応じた報酬の上乗せが必要である。</p>	
5	<p>○訪問での訓練は、移動に制限のある視覚障害者からのニーズは非常に高い。しかし、訪問での訓練は、実際の生活場面に即した訓練ができるものの、移動時間がかかり非効率になりやすい。</p> <p>○自立訓練(機能訓練)への新規参入を促す意味でも、訪問訓練については、訓練時間に応じた按分をつける必要がある。</p> <p>例: 30分以下 362単位 1時間未満 724単位 1時間以上 1086単位</p> <p>○また、移動に要する時間に応じた加算をつける等の配慮が必要である。</p>	<p>日本盲人会連合</p>

関係団体ヒアリングにおける主な意見(自立訓練(生活訓練))

No	意見等の内容	団体名
1	○基準人員よりも加配して職員(福祉職)を配置して、かつ、きめ細やかな支援(個別支援計画を毎月作成する等)を行う場合には加算となる仕組みを創設することを求める。	全国地域で暮らそうネットワーク
2	○訪問型生活訓練には、一対一での個別対応で幅広い支援が必要となってくるにもかかわらず、通所に比べ、単価が低い。利用者の都合で不在となったりして支援ができなくなったり、何度も訪問する事になる場合がある。精神科の訪問看護に比べ単価が低く精神科訪問看護は、90分を超えると520点の加算が、複数訪問には450点の加算が認められていることから、訪問型生活訓練にも同様の加算を検討すべきい。	
3	○引きこもりや通所支援が困難な重度の精神障がい者等の効果的な支援策としてのアウトリーチ事業として、訪問型の生活訓練事業が有効と思われ、単独でも事業運営できるよう事業の仕組みを見直すべき。	全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク
4	○医療観察法対象であった利用者は、宿泊型利用に関しては単価の加算が認められているが、通所型生活訓練には認められていないので、通所型生活訓練事業を利用する場合の加算を検討すべき。	

自立訓練(機能訓練・生活訓練)に係る報酬・基準について

自立訓練(機能訓練・生活訓練)に係る論点

論点1 自立訓練の対象者の見直し

論点2 その他

【論点1】 自立訓練の対象者の見直し

現状・課題

- 自立訓練は、身体障害者又は難病患者に対して身体機能の向上に係る訓練を提供する機能訓練と、知的障害者又は精神障害者に対して生活能力の向上に係る訓練を提供する生活訓練に分かれている。
- 障害者総合支援法は3障害を対象にしているにも関わらず、障害によって利用できるサービスに制限があることに対しては、改善を求める要望も多い。
- また、視覚障害者に対する歩行訓練等は、機能訓練として実施しているが、「看護職員の配置は視覚障害者の歩行訓練には不要」との意見がある。

論 点

- 訓練の対象を限定している(機能訓練:身体障害者、生活訓練:知的障害者・精神障害者)ことについてどう考えるか。
- 訓練の対象者を限定している施行規則を改正し、機能訓練・生活訓練ともに障害の区別なく利用可能としてはどうか。
- 対象者の見直しに合わせ、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう、必要な見直しを行ってはどうか。

厚生労働省令で定める便宜(施行規則第6条の7)

機能訓練	生活訓練
身体障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第一条で定める疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの(以下この号において「身体障害者等」という。)につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所(法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。)又は当該身体障害者等の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援	知的障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)又は精神障害者(障害児を除く。以下この号において同じ。)につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

【論点2】 その他

現状・課題

- 個別計画を作成し訓練を行う場合、機能訓練では評価されるが、生活訓練では評価されていない。

論 点

- 計画的な生活訓練を行っている事業所の評価についてどう考えるか。



- 生活訓練における利用者の障害特性等に応じた計画的な訓練を評価するため、新たな加算を新設してはどうか。